



市内のふれあいサロンボランティアを対象に  
「地域福祉で健康づくり」フォーラムを開催しました。  
(P2・3に関連記事あり)



福岡市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
てこつと

## 目次

P2~3

### 特集

## ふれあいサロンで健康づくり

～地域福祉活動の中で取り組む介護予防～

- P4~5 ● 市民参加型後見人の活動に密着
- P6 ● 国際協力NGO等との連携協定締結
- P7 ● 平成29年度事業報告及び決算
- P8 ● ご寄付ありがとうございました
- 心配ごと相談所の日時変更、終活相談窓口の新設
- 福岡市福祉のまちづくり推進大会
- 赤い羽根共同募金会から配分を受けました
- 福祉用具リサイクル事業、リフト付自動車貸出事業終了のお知らせ

社会福祉法人 **福岡市社会福祉協議会**

☎ **751-1121** FAX **751-1509**

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39  
福岡市市民福祉プラザ4階

URL <http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>  
Eメール [sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp](mailto:sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp)



### 介護予防の必要性とふれあいサロンの役割

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、健康寿命を延ばすための介護予防や健康づくりの取り組みに注目が集まっています。介護予防は様々な視点での取り組みがありますが、その中のキーワードのひとつとして「社会参加」が挙げられており、外出して「地域や人とのつながりの中で介護予防に取り組むことが効果的」だという考え方があります。

社会福祉協議会が進めてきた取り組みのひとつに、高齢者や障がい者等と地域のボランティアが公民館や集会所に定期的集まって交流を行う「ふれあいサロン」(以下、サロンと記載)がありますが、サロンは地域の社会参加・交流・仲間づくりの場として、顔の見える関係づくりや孤立防止の機能を持っているほか、「地域のみんなで健康づくり・介護予防に取り組む場」としても、あらためてその重要性が認識されています。

### ふれあいサロンが持つ介護予防機能

日本老年学的評価研究(JAGES)という研究プロジェクトが他都市で実施した調査によると、「頻繁にサロンに参加している人は、そうでない人よりも要介護認定を受けるリスクが低い」という結果も出ており、サロンに参加することが介護予防にも効果的であるということが明らかになっています。

また、福岡市内のサロンでは、約8割のサロンで体を動かす活動を行っており、約半数のサロンで健康体操にも取り組んでいます。サロンで体操や体を動かすプログラムを実施することは、サロンが持つ介護予防機能をさらに強化することにもつながります。

### 「地域福祉で健康づくり」フォーラムを開催

今年3月、福岡市社協・各区社協・校区社協の主催で「地域福祉で健康づくり」フォーラムを開催しました。

このフォーラムは、福岡市内のサロンのボランティア等を対象に、健康づくりに関する意識と知識を深めるとともに、サロンで実践できる健康体操のプログラムや先進的な取り組み事例を学ぶことで、日頃のサロン活動の中に今よりさらに介護予防の視点や体操等の機会を取り入れ、介護予防・虚弱(フレイル)予防の機能強化を図っていくことを目指し開催したものです。



当日は、福岡大学の会場に300人を超えるサロンボランティアが集まり、福岡大学医学部看護学科の馬場みちえ准教授や福岡大学病院リハビリテーション部の松田拓朗健康運動指導士による、サロン活動において介護予防に取り組む必要性についての講演のほか、実際に市内のサロンで健康体操等に取り組んでいる「博多区お元気届け隊」と早良区のふれあいサロン「田隈コスモスの会」の実践報告と、サロンで実践できる体操の紹介がありました。



## 「地域福祉でフレイル予防サロン体操」リーフレットを作成

「地域福祉で健康づくり」フォーラムに講師としてご協力いただいた福岡大学医学部看護学科の馬場准教授、福岡大学病院リハビリテーション部の松田健康運動指導士との協働で、サロンボランティアが活用できる体操(ストレッチ、有酸素運動、筋力トレーニング)を掲載したリーフレットを作成し、フォーラム参加者に配布しました。このリーフレットには、サロンで簡単に取り組めるストレッチ等がイラスト付で紹介されています。

ご希望の方は、福岡市社協 地域福祉課(TEL:720-5356)または最寄りの区社協へお問い合わせください。



## 「いつまでも元気に暮らしたい」の願いをかなえるために

現在、地域のサロンでは、担い手であるボランティアの高齢化など、活動や運営をしていく上での様々な課題もありますが、サロン活動を進めることは、参加する高齢者だけでなくボランティア自身の健康づくりや介護予防にもつながっています。

参加者もボランティアも、サロンに来ることで「社会参加」でき、定期的な社会参加の機会があることが「介護予防」につながっていることを考えると、健康寿命を延ばし、健やかな長寿社会を持続していく上で、サロンの役割は今後ますます大きくなっていきそうです。

社会福祉協議会では、「いつまでも元気に暮らしたい」という当たり前の思いを叶えられる地域づくりに寄与できることを目指して、今後もサロンの活動の充実・強化に取り組んでいきます。

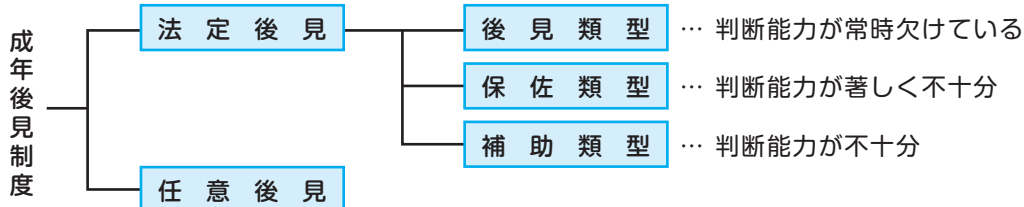


# 市民参加型後見人の活動に密着

## 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症などの精神上の障がいが理由で判断能力が不十分な人に対し、成年後見人等を選任し、本人の意思を尊重しながら法的に支援する制度です。

本人の判断能力の状況に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所からそれぞれ成年後見人・保佐人・補助人が選任されます(法定後見)。また、将来の判断の能力の低下に備えて、予め支援者を選んでおく「任意後見」という制度もあります。



## 福岡市社会福祉協議会の法人後見事業

福岡市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な高齢者や障がい者の成年後見人等に就任し、法人による後見業務を行っています。

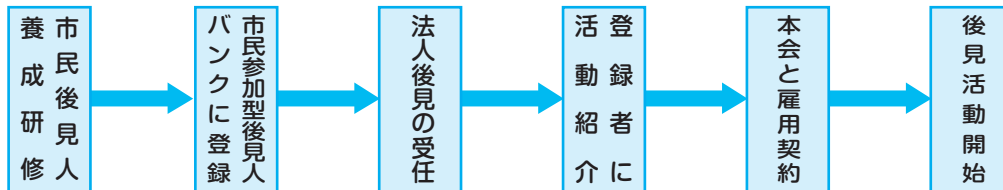
家庭裁判所の選任に基づき、判断能力が低下した方々の成年後見人等として、与えられた権限の範囲で本人に代わって、暮らしに必要な手続や財産管理を行っています。

法人後見事業の実施にあたっては、「福岡市市民後見人養成研修」を修了した市民が実務担当者として本会職員と一緒に支援を行い、本人の尊厳のある暮らしを支えています。

本会では、これらの市民を「市民参加型後見人」と呼び、地域住民による支え合い活動の一環として被後見人への見守り活動を行っていただくなどきめ細やかな支援に協力をいただいています。

平成30年4月1日現在で35名の方が、市民参加型後見人として登録されています。

### 市民後見人養成研修修了後の流れ



## 市民参加型後見人・Iさん(男性)の活動紹介

### 1人目インタビュー



市民参加型後見人・Iさん

サービス付高齢者住宅に入居している被保佐人の男性を月1回訪問しています。

ご本人は、下肢に麻痺があり、電動車いすを自分で操作し、移動していますが、最近体力が低下しており、立位や車イスからベッドへの移乗が難しくなっています。

### Q1. どのような支援を行っていますか？

月々の金銭管理支援として預金の出入金、施設利用料の支払い、ご本人への生活費の手渡しなどを行っています。

ご本人は、通販がお好きですが、サプリメント等を買すぎてしまった時は、ご本人の気持ちを尊重しつつも、不要なものについては返品手続きを支援することもありました。

### Q2. どのような想いを持って活動していますか？

ご本人との良好な信頼関係を構築し、施設関係者ともコミュニケーションをとることを心がけています。

私自身、社協メンバーの一員として、地域に貢献できることに誇りを持って活動しています。

### Q3. 「市民参加型後見人」として抱負を聞かせてください。

これから後に続く市民参加型後見人の手本となるように、市民参加型後見人の活動にやりがいを持って活動したいです。

### ある日のIさんの活動報告

- 9:00 区社協に出勤  
区社協で通帳などを預かる
- 9:45 銀行に行き、本人口座から必要な金額を出金
- 10:30 施設訪問
  - ・施設長から本人の近況を伺う
  - ・施設利用料を支払う
  - ・施設に届いている郵便物を受け取る
  - ・本人と面会し、1ヶ月の生活費を渡す
  - ・本人と雑談し、困りごとを把握する
- 11:30 区社協に戻り、活動記録を作成
  - ・領収書を整理し、市社協に報告
- 12:00 区社協を退勤

# 市民参加型後見人・Kさん(女性)の活動紹介

2人目インタビュー

グループホームに入居している被後見人の女性を月2回訪問しています。  
担当した当初は、ご本人がとても人見知りなので、コミュニケーションをうまく取れませんでした。繰り返し施設を訪問し、ご本人と話をしていくうちに、信頼関係を築くことができました。



市民参加型後見人・Kさん

## Q1. どのような支援を行っていますか？

月々の金銭管理やご本人の健康状態の確認、定期的に施設で開催される運営推進会議に参加しています。また、ご本人の自宅(持ち家)を時々訪問し、郵便物の確認や周辺の見回りを行っています。

## Q2. やりがいを感じている点は？

被後見人の方が私の訪問を心待ちにし、とても喜んでくださっていることにやりがいを感じています。

## Q3. 今後どんな市民参加型後見人になりたいですか？

ご本人は現在も少しずつ認知症が進行していますが、これからもご本人に寄り添いながら市民参加型後見人の活動を続けていきたいと思っています。

## ある日のKさんの活動報告

- 13:00 自宅を出発
- 13:20 本人の自宅の風通し、庭の草取り、郵便物の確認
- 13:50 グループホーム到着
- 14:00 運営推進会議に参加
- 14:30 本人と面会  
お菓子作りに参加し、おやつを囲んで本人と会話
- 15:45 グループホーム出発
- 16:00 自宅に到着  
自宅で活動記録を作成し、市社協に報告

## 平成30年度福岡市市民後見人養成研修事前説明会のご案内

福岡市では、判断能力が不十分な人の暮らしと財産を守る「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成する研修(9～12月・全10回)を開催します。

本研修の修了者には、福岡市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の実務担当者(=市民参加型後見人)として活動していただく予定です。

なお、研修の受講申込みは、「事前説明会」への参加を必須としております。「市民後見人」の活動に関心がある方は、まずは「事前説明会」へご参加ください。



29年度成年後見制度活用講座の様子

### 【対象者】

- 20才以上69才未満の人(平成30年9月1日現在)
- 福岡市在住または勤務している人
- 研修修了後に市民参加型後見人として活動できる人※他要件あり

### 【事前説明会の日程】 ※いずれか1日のみ参加(参加無料)

日時	会場
8月 1日(水) 10:00～11:00	福岡市市民福祉プラザ (中央区荒戸3-3-39 5階501研修室)
8月 9日(木) 10:00～11:00	

応募資格や研修カリキュラム等は、本会ホームページをご確認ください。

### 【事前説明会の申込み】

氏名・住所・年齢・連絡先を添えて、電話またはFAXでお申し込みください。(募集要項、受講申込書は事前説明会で配布します。)

注目の

1冊

『マンガでわかる成年後見制度』  
～一生安心!老後のお金から遺言の書き方まで～

弁護士などの専門家からみても難しい「成年後見制度」について、具体的な12の事例をマンガにして紹介した一冊です。

認知症の親に代わってお金をおろしに銀行に行ったところ、「後見人をつけなければ、預金はおろせない。」と言われたなどよくある事例をマンガで分かりやすく解説しています。

また、最終話では、「市民後見人」についても紹介しています。

成年後見制度をより身近に感じていただける内容ですので、成年後見制度に関心のある方は、ぜひ一読ください。

編著：中山二基子 マンガ：秋田綾子  
H30.3発行 講談社



法人後見事業・市民後見人養成研修に関するお問い合わせ

福岡市社会福祉協議会あしん生活支援センター

TEL: 751-4338 FAX: 751-1509

(広告)

## 自動車保険の見直ししてみませんか？

ポイント1

福岡市社協正会員様の自動車共済には団体割引10%が適用!

ポイント2

社会福祉事業者様の所有・使用自動車に対し福祉施設割引10%が適用!

福岡市社会福祉協議会の団体割引、または福祉施設割引が適用できるのは共済契約者等が当組合の定める条件を満たす場合となります。詳細については福岡支局までお問い合わせ下さい。

西日本自動車共済協同組合

(本部)福岡市博多区東比恵 2-15-25 TEL092-441-5901 (代表)

○お問合せ先○

西日本自動車共済協同組合 福岡支局 (担当: 上原)  
〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2丁目 15-25-1F  
TEL: 092-481-1781 Fax: 092-481-1760  
Mail: t-uehara@nishijikyoo.com

NJ91B.1807.0054.190331



お見積りは無料です!

# 国際協力NGO等との連携協定締結

地域に存在するさまざまな社会課題を解決するために必要な資源を募る活動を、「ファンドレイジング」と呼びます。福岡市社協ではこれまでも、寄付つき商品の開発などに取り組んできましたが、さらなるファンドレイジングの推進を目指し、平成30年2月27日、一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMMNETが主催する「国際NGO/NPO・地域福祉団体寄付文化醸成及びファンドレイジング連携プロジェクトモデル事業」の協定を締結いたしました。この取り組みに参加している国際NGO/NPOは以下の4団体です。

- 国境なき医師団日本
- ワールド・ビジョン・ジャパン
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- プラン・インターナショナル・ジャパン

これらの団体と、ファンドレイジングの推進や市民の寄付文化醸成を目的として、セミナーや研修会等を開催していく予定です。

また、福岡市社協のほかにも横浜市、文京区、高知市の各社協も当協定に参加していますので、社協同士横の連携も図りながら取り組んでいきます。



調印式(前列右から2人目が福岡市社協・吉村常務理事)

(広告)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成30年度

## ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

### 保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ			
葬祭費用保険金 (特定感染症)			300万円(限度額)		
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

### 年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

### 保険金をお支払いする主な例



### ボランティア行幸用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

### 送迎サービス補償

(傷害保険)

### 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 保険会社 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
 営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)  
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

一人暮らし高齢者世帯の増加、地域社会や家族のあり様が大きく変化するなか、社会的孤立、貧困などを背景に既存のサービスや支援だけでは対応できないような複合的な課題を抱えながら、「助けて」と言えずに制度の狭間で支援を必要としている人たちの存在が、地域の中でも顕著になってきています。

このような課題に対応するため、「ふくおかライフレスキュー事業」では、他の社会福祉法人等と連携しながら、それぞれの専門性を活かしながら、ネットワークを構築して支援を行いました。

平成29年度は、モデル配置であった生活支援コーディネーターの実績が認められ、平成30年度の4区配置へとつながりました。また、「やすらかパック事業」は、少額短期保険を活用して死後委任事務を実施するもので、福岡市の「福岡100」にも取り上げられることとなりました。

平成29年度事業の実施状況は以下のとおりです。(重点事業を中心に掲載しています。)

## 1. 小地域福祉活動の推進

校区社会福祉協議会強化への支援

## 2. ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 社協ボランティアセンターの機能強化
- (2) シニアボランティアに関する取組みの拡充
- (3) 災害ボランティア活動の推進

日本財団・福岡市とは「防災・減災に関する連携協定」、福岡市青年会議所とは「災害時相互協力協定」を締結し、大規模災害に備えた相互協力体制づくりに努めました。

## 3. 生活課題解決モデルの開発

- (1) 移動支援・買い物困難者支援の仕組みづくり
- (2) 住まいサポートふくおか(福岡市居住支援協議会事業)
- (3) 死後委任事務に関する事業<一部新規>
- (4) 「地域の子ども」プロジェクト

経済的に困窮している子育て中の世帯や、地域で孤立し生きづらさを抱えている世帯等の課題解決に向けて「地域と子育て」「地域と教育」という視点から、子どもに焦点を当てた支援ノウハウの蓄積を進めるプロジェクトに区社協とともに取組み、地域住民や施設、大学やフードバンク等、多様な主体による取組みを支援しました。

## 4. 拠点型地域福祉の推進

- (1) 社会福祉法人(施設や事業所を運営する)による地域における公益的な取組みに向けての協働
- (2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり

市内NPO法人等との実行委員会方式により、「ふくおか遺贈寄附フォーラム」を開催し、遺贈に係る非営利団体や、弁護士、司法書士等の専門職、遺贈を考える市民等に、遺贈の基本的な仕組みや考え方を周知しま

した。

## 5. 地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)の機能強化

- (1) 生活支援コーディネーター業務の実施によるCSWの機能強化
- (2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化<新規>

社会福祉法人に対し「地域における公益的な取組み」が責務として規定されたことに伴い、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に区社協とともに参画しました。

参加施設等と市・区社協が一堂に会し、本事業へ取組む必要性を確認しつつ、各区の地区連絡会準備会を実施し、市内での本格実施に向けて支援しました。

## 6. 権利擁護事業の拡充

- (1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援  
～日常生活自立支援事業～
- (2) 市民による成年後見制度の推進  
～法人後見事業、市民後見推進事業～

## 7. 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育関連事業の見直し
- (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

## 8. 生活困窮者への支援の推進

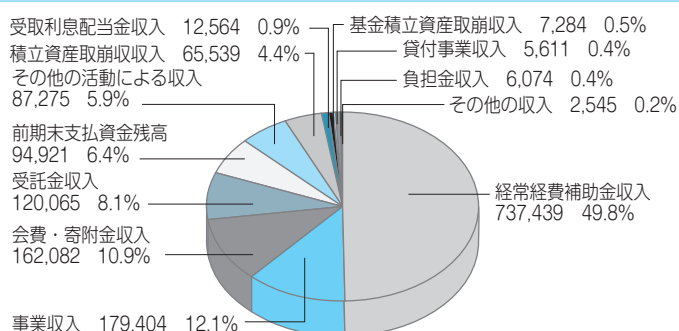
生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携

フードバンク福岡と「食品の受け渡しに関する合意書」を締結し、フードバンク福岡から定期的に食品の提供を受け、区社協等と連携し、生活困窮者支援に活用しました。

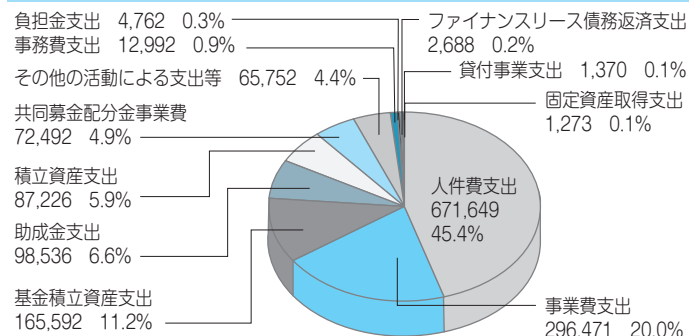
## 決 算

(単位：千円)

### 収入の部 1,480,803 千円



### 支出の部 1,480,803 千円



★平成29年度事業報告書・収支決算書は、本会ホームページ、総務課窓口で閲覧できます。

# ご寄付ありがとうございました

## 奉仕銀行に寄せられた寄付のお礼

本会がお預かりした寄付金は、寄付者のご希望に基づき、社会福祉施設への配分、ボランティア活動の振興、本会の事業の推進に大切に使用させていただきます。(このほか、匿名等で多くのご寄付をいただきました)

寄付者(平成30年1月～6月)

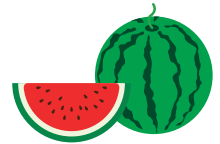
(順不同)

中央区	九州通信ネットワーク(株) 様 ※
中央区	扶桑管理(株) 様
西区	翼行政書士・社会福祉士事務所 様 ※
西区	協文社印刷(株) 様 ※
市外	(株)友心 様 ※
市外	特定非営利活動法人 竹の会 様

※「寄付つき商品事業」覚書締結企業様

## 介護支援ボランティア事業 一本会への寄付のお礼

シニアの社会参加をポイント制で後押しする福岡市からの委託事業「介護支援ボランティア事業」は、平成29年1月～12月の1年間で、1,002名の登録者が施設で活動しました。活動するとポイントが付与され、貯まったポイントにより、上限5,000円として「奨励金」か「市社協への寄付」のいずれかを選択できます。29年度は、146名の方が貯まったポイント(358,400円)を本会へご寄付いただきました。誠にありがとうございました。



## 心配ごと相談所の日時変更 終活相談窓口の新設

平成30年4月1日より、心配ごと相談所の相談スケジュールを次のように変更し、新たに終活相談を開始しました。

市民の皆様がかかえる日常的な生活の悩みや財産に関すること、家族の問題など様々な相談をお伺いし、解決へのアドバイスをいたします。ぜひご利用ください。(要予約)

【相談方法】 面接相談(電話での相談はできません。)

【相談スケジュール】

※祝日、8月13日～8月15日、12月28日～翌年1月3日は休みます。

曜日	月曜日(第2・第4)	月曜日(第4)
時間	10時～12時	13時～16時
相談種別	一般相談	終活相談
相談内容	家庭や暮らしの問題など生活全般に関すること	エンディングノートの書き方や遺贈に関すること
相談対応	民生委員・児童委員	社会福祉協議会職員
定員	2名まで ※1人60分以内	3名まで ※1人60分以内

曜日	水曜日(第2・第4)	金曜日(第2・第4)
時間	13時～16時	13時～16時
相談種別	特別相談	
相談内容	法律に関すること	遺言・相続・離婚・成年後見に関すること
相談対応	弁護士	行政書士
定員	6名まで ※1人30分以内	6名まで ※1人30分以内

【予約受付】 相談希望日の1か月前から受け付けます。  
受付時間：月曜～金曜・9時30分～17時  
(祝日、12月29日～翌年1月3日は除く。)  
専用電話：092-731-5300 / FAX:092-751-1509

【相談場所】 福岡市市民福祉プラザ3階  
(所在地：福岡市中央区荒戸3-3-39)

## 福岡市福祉のまちづくり推進大会

日時 平成30年11月2日(金)

場所 福岡市民会館

内容 ・福祉功労者表彰  
・福祉活動紹介

「地域と事業所ネットワークの

連携による福祉課題解決」

「さわら南よかとこネット」

・記念講演

「講談でよくわかる成年後見制度」(仮)

講師：講師 神田織音 氏

問合せ 地域福祉課(福岡市福祉のまちづくり推進大会事務局)  
TEL 720-5356

入場無料



## 赤い羽根共同募金会から 配分を受けました

共同募金会から平成30年度事業費として、66,409,000円の配分金を受けました。うち52,691,800円は、市内146校区社会福祉協議会の事業費として、残りは市・区社会福祉協議会の事業費として、大切に活用させていただきます。



## 事業終了のお知らせ (福祉用具リサイクル事業、リフト付自動車貸出)

平成30年9月30日で事業を終了します。

福祉サービスの拡充や社会環境の変化等を鑑み、次の2つの事業を平成30年9月30日をもって、終了いたします。

- 福祉用具リサイクル事業
- リフト付自動車(リフトカー)貸出事業

引き続き、終了日まで事業は実施いたしますが、利用を希望される方は、ご注意ください。

お問い合わせ先：生活福祉課 TEL 092-751-1121

ご利用  
ください

本紙「ふくしのまち福岡」は本会ホームページ(<http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>)で公開しています。また、朗読CDも配布しております。お気軽にお問い合わせください。

この広報紙は共同募金配分金を財源に作成しております。